

<訂正>

学校法人会計基準逐条解説

第1条囲みの最終行

※昭和46年4月1日制定・昭和51年4月1日改正 を

※昭和46年4月1日制定・昭和51年4月1日改正・平成22年2月25日改正 に訂正し、

「5 改正の変遷」を、次のように訂正します。

5 改正の変遷

昭和51年4月1日付け文部省令第14号による本条の改正は、この省令(「基準」)制定の根拠法が私立学校法から私立学校振興助成法に変更されたことに伴い、本条で定める根拠法を私立学校法から私立学校振興助成法へと改めたものである。

平成22年2月25日付け文部科学省令第2号による本条の改正は、この省令(「基準」)に第6章が追加されたが、本条の学校法人と第6章の学校法人とで定義が異なる故の「第6章を除き」の追加である。

※昭和46年4月1日制定「学校法人会計基準」

旧第1条(学校法人会計の基準)

私立学校法(昭和24年法律第270号。以下「法」という。)第59条第8項に規定する学校法人(法第64条第5項の規定により法第59条第8項の規定が準用される法第64条第4項の法人を含む。以下「学校法人」という。)は、この省令で定めるところに従い、会計処理を行ない、財務計算に関する書類(以下「計算書類」という。)を作成しなければならない。

※学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(昭和51年4月1日付け文部省令第14号) (学校法人会計基準の一部改正)

第3条 学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「私立学校法(昭和24年法律第270号。以下「法」という。)第59条第8項に規定する学校法人(法第64条第5項の規定により法第59条第8項の規定が準用される法第64条第4項の法人を含む。以下「学校法人」という。)」を「私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号。以下「法」という。)第14条第1項に規定する学校法人(法附則第2条第1項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者にあつては、同条第3項の規定による特別の会計の経理をするものに限るものとし、以下「学校法人」という。)」に、「行ない」を「行い」に改める。

※学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(昭和51年4月1日付け文部省令第14号) 学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「、以下」の下に「第6章を除き」を加える。